

## 第16回規制改革会議 議事録

1. 日時：平成25年9月19日（金）14:00～15:49

2. 場所：中央合同庁舎4号館11階共用第1特別会議室

3. 出席者：

（委員）岡素之（議長）、大田弘子（議長代理）、安念潤司、浦野光人、大崎貞和、  
翁百合、金丸恭文、佐久間総一郎、佐々木かをり、滝久雄、鶴光太郎、長谷  
川幸洋、林いづみ、松村敏弘、森下竜一

（専門委員）北村歩、田中進、本間正義、松本武、渡邊美衡、

（政府）稲田内閣府特命担当大臣（規制改革）、寺田内閣府副大臣、山際内閣府大臣  
政務官、長谷川総理補佐官

（事務局）滝本規制改革推進室長、大川規制改革推進室次長、舘規制改革推進室次長、  
中原参事官、柿原参事官、三浦参事官、大熊参事官

4. 議題：

（開会）

1. 農地中間管理機構（仮称）に関する規制改革会議の意見について
2. 労働者派遣制度の見直しについて
3. 重点的フォローアップ事項への取組方針について

（閉会）

5. 議事概要：

○岡議長 定刻になりましたので、規制改革会議を開催いたします。

本日、稲田大臣は10分程度遅れて参加される予定でございます。

それでは、早速議事に入ります。議題1では、前回御一任いただきました「農地中間管理機構」に関する当会議としての意見について御審議いただき、取りまとめれば農林水産省へ提言したいと思っております。前回の議論を踏まえて、私と大田議長代理で原案を作成し、その後、委員の皆様方、専門委員の皆様方からたくさん意見を出していただきましたが、それらを取り入れた案をお手元に配付させていただいております。

まず、事務局から説明をお願いいたします。

○中原参事官 それでは、お手元に配付をさせていただきます資料1を御高覧賜ればと存じます。

「農地中間管理機構（仮称）の創設に関する規制改革会議の意見」でございます。

まず1.として「全体の仕組みについて」ということでありまして、「（1）国、都道府県及び機構の権限と責任の明確化」ということで、国は都道府県の自主的な取組に任せる

のではなく、国の主導のもとに各都道府県が事業計画を立案することとすべきである。また、国と都道府県のコスト分担の在り方についても検討すべきである。

そして、さらに国としては政策目標の達成に向けて事業が進捗していないと判断される場合には、都道府県や機構に対して事業計画の見直しや事業実施方針の是正を指示できる仕組みとすること、あるいは国費を投入する以上はPDCAサイクルというものを実現する必要があること等をうたってございます。

それから、「(2) 機構の機能にふさわしい体制」ということでありまして、新しく目標達成を担う機構につきましてもこれまでの農地保有合理化法人の体制というものをそのまま維持する、あるいは、抜本的な見直しを加えずにその骨格を踏襲することは許されないということでありまして、そうした新しい機能を担うにふさわしい体制を有した法人が指定されるよう、明確な基準を定めるべきであるということ。

それから、その基準を定めるに際しては経営に精通した者を登用したり、新規参入者の意向も反映したりするような効率的・効果的な事業運営の実現を視野に入れること。

それから、市町村に今回のスキームにおいて特別に強い役割が期待されていることを踏まえまして、農業をめぐる深刻な状況に対する危機感を共有しまして、各地域における諸事情に配慮しながら農地の借受け・貸付け等に関して地域の農業者の間を奔走し、交渉の実務等に先進的に携わる者を置くこととすべきであるという記述がなされてございます。

次に、「(3) 既存の制度の整理・合理化」を図るべきこと。

それから、2.は「機構の農地の借受けについて」でございまして、そこにおきましては、機構は当該地域の農地の利用を希望する者の状況等を考慮しまして、機構の事業目的に資するような貸し主からの借り受け農地の選定や期間の設定を行うべきであるということ。それから、機構からの貸付け先が未定のまま機構が管理することとなる農地についての上限を設けること、あるいは検討案にあります各種基準を明確にすることを記載させていただいてございます。

2の(2)としまして、「貸主に対する財政的措置の在り方」ということであります。これは、基本的に真摯に農地の整備に取り組む農業者との間で大きな不公平感・モラルハザードを生じさせないようにということとございまして、そのために農地の適正な利用を確保する責務を自覚するための厳正な対処を基本とすべきであり、機構に対して耕作放棄地を貸し出すこととなる貸主にたいしては農地集積協力金等の補助金の交付は厳に慎むこと、あるいは機構が貸し主に農地を返還する場合の有益費の償還の話につきまして、民法の原則に基づいて対応すべきことといった、これまで出された御意見をここに反映させていただいてございます。

それから、3.に「機構の農地の貸付けについて」でありまして、公正な貸付けルールを明確に規定するとともに、プロセス全体が進行段階に応じて公表される仕組みとすべきこと。公募を必須のものとしまして、公正・透明かつ実効性を図っていくべきこと、認定農業者、中心経営体も原則として公募に応じるべきこと等を記載させていただいております。

それから、「また」以下のところにつきましては、農地のリース料について近隣相場を加味した水準となるべきこと。新規参入を見込むことが困難な地域にあっては積極的な新規参入者の誘致策も検討すべきだという記載をさせていただいております。

その次に、行政不服上の不服申立て、あるいは審査請求ができることを明確にすることや、公平・中立な第三者のもとで地域の実情を踏まえながら関係者間での話し合いにより紛争を解決する手続を整備すべきことを記載させていただいております。

なお、何度も御議論いただきましたとおり、公正な貸付ルールが整備されることを踏まえますと農業委員会の法的な関与は要しないこととすべきだという記載をさせていただいております。

4 ページにまいりまして、「機構の組織について」でございます。

「運営委員会」につきましては、抜本的な見直しを図り、これにかえて中立性を担保することを目的として機構の職務執行を監視・監督する機関を設置すべきこと。

「業務の委託」につきましては、再委託を認めないこととするとともに、機構の職務執行の中立性に疑念を持たれることがないように、公正な業務執行を行える者が委託先として選定される基準を定めるとともに、選定の手法としては入札の手法に配慮することが望まれるということが記載されております。

「5. 人・農地プラン」についてでございます。人・農地プランにつきましては、人・農地プランに記載される内容についての市町村が負う責任や、作成手続や話し合いに参加できる者の範囲が不明確であること等を踏まえれば、人・農地プランというものを法制化することは必ずしも適当ではないという御議論をまとめてございます。

なお、そうした人・農地プランといいますのは、記載された機構への農地の出し手についての情報としては非常に有益なものであり、それは十分に活用されるべきでありますけれども、作成の際に農地利用配分計画の作成に用いたり、認可の際に基準としたりすることのないようにすべきであるということ。それから、運用に当たりましては協議の日時、場所等を広く周知するなど、地域外・農外関係者に対しての協議への参加機会を確保するための措置を講じるべきということを記載させていただいております。

「6. 制度の充実に向けた環境整備について」ということで、農地台帳、各農業委員会のシステムを国が一元化することや、成功事例の横展開といったようなことを記載させていただきます。

それから、「7. 今後の課題について」は、今回の農地中間管理機構の創設といいますのは農業改革の第一歩でありますので、今後、下記に掲げる事項を始めとする抜本的な改革に早急に取り組むべきであるということ、また、「農業委員会の在り方」、あるいは「農政における農協の役割の明確化」「農業に係る補助金の整理・合理化」といった点についての記載を加えさせていただいております。

私からは、以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

稲田大臣が来られました。ここでカメラが入りますので、一旦意見交換を中断します。

(報道関係者入室)

○岡議長 それでは、大臣よろしくお願ひします。

○稲田大臣 本日も、お忙しいところお集まりをいただきまして、委員の皆様方、専門委員の皆様方に心より感謝申し上げたいと思います。

今期の最優先課題の中で農地中間管理機構の創設及びその関連事項について、これまでワーキングでも、またこの本会議でも精力的に御議論をいただき、農水省からのヒアリングも続けてきたわけですが、今日は当会議としての意見の取りまとめに向けて御検討をお願いしたいと思っております。

また、労働者派遣制度に関する検討状況について、雇用ワーキング・グループから御報告がございます。厚労省との関係でもヒアリングを続けておりますし、また報告に対する意見の取りまとめに向けて審議を進めていただきたいと思いますと思っております。

さらに、重点的フォローアップ事項について決定事項を着実に実施する観点から、取組方針について御議論をいただきたいと思ひます。

委員の先生方、専門委員の皆様方、本当に連日精力的に御議論いただいていることに感謝申し上げ、私も皆様方に負けないよう頑張つてまいることを申し上げたいと思ひます。

○岡議長 ありがとうございます。

(報道関係者退室)

○岡議長 それでは、議事に戻ります。

先ほど事務局から説明ありました当会議の意見の最終案は、専門委員の方を含め、皆様の御意見を既に十分反映させていただいた内容になっているとは思ひますが、改めてこの場で御意見がございましたらお願いいたします。

では、浦野さんお願いします。

○浦野委員 私は2回ほど欠席したものですから、もちろん事務局とは十分に打合せもさせていただいたのですが、今日この場であえて3点ほど申し上げたいことがございます。

まず、その前に私が今、勤めている会社でも農業のほうに進出したりして、あるいは各地も見学等々、意見交換してきた中で一番強く思うのは、やはり農地というのは生活と不可分な場所にあるわけですね。いわゆる製造業が工場立地を求めるような形で話を進めていくものではないというのが、非常に大きな印象として残っているわけです。

そういう中で、4ページの5.の人・農地プランのところですが、私もこのなお書きのところと「また」のところはそのとおりで思ひます。こういうふうにしたいと思ひているわけですが、そのためにもここで「人・農地プランを法制化することは適当でない」という言い切りの形が本当に果たしていいんだろうかと大きな疑問を持つんです。やはり人・農地プランという地域に根差した、地域の中でいろいろ話し合つて決められることは決めておこうということは非常に大切にしないと、農地というものと生活は不可分でありますから、ここは非常に大事にしたいと思ひます。

そういう意味からすると、このなお書きのところと「また」のところを生かすためにも何らかの法的規定があってむしろいいのではないか。そのことが法律でなかなか適当でない難しい部分があれば、それを解消するためにはどういう手があるだろうかと考えていきたい。例えば「また」のところのこういった農地プランをうまく利用するために協議の日時・場所等を広く周知する等、内容も明らかにしてくれというところですが、もし人・農地プランが私的な運動論だけで終わってしまうと要求できなくなってしまうんですね。

そういう中で、「なお」と「また」は本当にそのとおりだと思うんですけども、「人・農地プランを法制化することは適当でない」と言い切るのではなくて、何らかその中に取り入れる努力をしたほうがいいんじゃないかというのが私の意見です。かなりここは他の委員の方ともお考えは違うように聞いていますので、意見として表明をさせていただきます。

それから、戻りまして2ページの2.の(1)の「また」のところですが、1つは言葉の問題ですが、「不良農地が滞留し」というのはもともと再生不可能なところは借り受けられないわけですから、不良農地が滞留するということはないと思うんですけども、普通の農地であって貸し先が決まらなくて利用されない農地というのはたまる可能性はあります。そのことは、やはりリスクを最小限にするという意味では通常の不動産仲介みたいに決まるまでは賃料は発生しませんよというようなやり方が本来だとは思いますが、そこがうまくいかないとしたときの上限規定ということだと思えます。

これは、本当に面積ということだけで今ここで決め打ちしていいのかというのは、まだまだ私はいろいろな知恵があるような気がするんです。もちろん金額の総額の問題もあるかもしれませんが、その他いろいろな手があるかもしれません。ここで面積だけということで上限を決めていいのかというのは少し疑問に思わざるを得ません。もちろんリスク最小限ということで、私はむしろ本当に貸し先が決まってから借りるんだというくらいのことでもいいと思うんですけども、ただ、この面積のことにはちょっと引っかかりを覚えしました。

それから、3点目になります。最後のページの5ページの7.の(3)です。この最初の2行はそのとおりだと思っております。それで、「しかし」以下のところです。これも表現かもしれませんが、ちょっとやはり気になるところがありまして、農業は必ずしも効率的な経営だけということではないと私は認識しております。いわゆる中山間地域の農業の持つ多面的機能の発揮というようなことも踏まえて考えたときに、必ずしも効率的ということだけでは収まらないのが農業だと思っています。

そういう意味で、ここで大事なことは最後の2行目ですね。さらなる農地の流動化・適正利用を促進して耕作放棄地を減少させること、そのことが一番大事なことです。その視点から、農業にかかわる補助金の在り方について抜本の見直しが行われるべきというのはそのとおりだと思いますし、そうあるべきだと思いますが、前の中間の2行ですね。効率的経営云々で、そのことが農政における非効率的な補助金交付の結果でもあると断定しまう

のは、やはり農業は必ずしも効率だけで測れないという部分と、それから今までの補助金そのものが全てだめなのかというような表現になってしまうと、少し断定的な言い方がすぎるかと思っております。

以上、3点申し上げました。

○岡議長 ありがとうございます。

この意見に対して、他の方からも御意見があればお聞きした後で、意見交換に入りたいと思います。では、今の御意見に対してということで大崎委員どうぞ。

○大崎委員 今の浦野委員の御意見について、特に最初に御指摘のあった人・農地プランの御意見については、私はなるほどと思う点もございます。

ただ、前回の本会議でも、法制化することによってかえって問題が生じるんじゃないかという多々御指摘があったことでもあるので、例えばでありますけれども、この文章ですが、「作成手続や話し合いに参加することの出来る者の範囲が不明確であること等に鑑みれば」の後に、その位置付けや作成手続等が明確にされない限り、人・農地プランを法制化することは適当でないというような、こちらの会議の多くの方が心配していることをきちんと織り込んだ上で、しかし、そこが解消されるのであれば、これは法律に書いたら直ちに弊害があるというふうに決めつけるのもどうかという感じがして、そういった文章にするというのはひとつあるかと思えます。

特に私がそういう提案をあえていたしましたのは、浦野さんの御指摘のうち、例えば「なお」や「また」で書かれていることは非常に大事であり、かつ私どもとしてずっと議論してきたことであるわけですが、確かに法制化がされない場合にどうやってそういう措置を講じるのかとか、そういう問題は技術的には結構大きな問題があると思いますので、こういう要望が法制化された上で反映されていくのであれば、法制化することに対して頭から否定するものではないということを明確にするのも一つの考えかと思つた次第です。

○岡議長 他の方、いかがでしょうか。

では、佐々木さんどうぞ。

○佐々木委員 まず、農地中間管理機構の創設について全体的に何かを反対するわけでは何ともありませんけれども、規制改革で農業を扱っていくときに、やはり今、小さな規模で丁寧に時間をかけて高品質の農業をされている方というのがいて、それが日本の様々なユニークな消費にもなっているので、全体の書きぶりとして、これは中間管理機構のためなので、政府としてはこうした基本的考え方に立って、例えば「集約し大規模な生産性の高い農業を実現すること、新規参入の」というふうに書いてしまっていて、他のところの配慮が余りないように読み取れるんですけども、もし可能であれば全体としてそういった高品質なものを一生懸命つくっている方のことも認めながら、耕作放棄されている農地を有効活用するとかという目的のためだということがもう一度わかりやすくどこかに入っているほうがいいのではないかという意見です。

○岡議長 では、田中さんどうぞ。

○田中専門委員 浦野委員のところと重なる部分で、意見として申し上げさせていただきたいと思います。

2 ページ目の上限を設けるという点についてですけれども、上限を設けることでリスクが最小になるとは余り思わないんです。やはり戦略が合っているかどうかによってリスクが発生する度合いが違ふと思いますので、ここはリスクを最小にするために逆に上限を設けないというふうなことは現場からは非常にこう感じます。

例えば、あともう少しここが集約できたときに初めて活用できるんだなどという場面も現場では出てくるわけですね。ですので、今回の中間管理機構がその地域をどういうふうにデザインしていくのかという戦略がやはりベースにあって、初めてこのリスクがどういうふうに管理できるのかというようなことがあると思いますので、ここの上限というのはケースバイケースによって変わってきますので、上限を設けると言い切るよりは、その農地が滞留しないようにどうするか、農地が滞留しないような措置をどう講じるかということのほうが大事なのかなと感じています。

それで、全体の中からですけれども、どこか個人的な部分なのかもしれませんが、対立軸の中で何かつくられているように非常に感じられます。実際に現場では現に農業をしている方々で、これからより意欲的にやろうとしている方々や、既に努力をして農地を集約して今、守ってきている例えば農家もいますし、片や各県の施策の中で非常にいろいろなサポートを手厚くもらいながら新規就農を既存の農業者以上に有利にできているなどというケースもそれぞれ見られると思います。ですので、全ての農業を意欲的にやろうとする人たちにとって、よりフェアな視点の中でこういう文言ができていくといいのではないかと。

例えば、3 ページ目の3 番の上から5 行目のところですね。「認定農業者、中心経営体等も応募しない限り、新規参入者を含めた他の応募者と同等の立場で貸付けを受けることができないこととすべきである」というのは、そもそもこのフェアな中ではこういうことが要らないと思うんです。こういうことを書いてしまうことで、どこかに対して制限を逆に設けてしまうようなことになり、より農業を夢のある発展をさせていこうという意欲的な人たちに対して弊害も出てきてしまうのではないかと感じています。

それで、5 ページ目の(3) 番の「しかし」書きの2 行のところは全く浦野委員と同じ思いを持っています。ここは、表現的なところを少し考えてもいいのではないかと感じています。

○岡議長 ありがとうございます。

では、本間先生どうぞ。

○本間専門委員 ありがとうございます。

短時間にこういう形でまとめていただいて、非常にありがとうございました。私は全面的に原案に賛成であります。

それで、浦野委員から出ました人・農地プランについて、これまで事務局でいろいろまとめていただいて、それに対する意見聴取も意見交換もあったところなんです。ですので、個

人的には現在この場でああした発言が出てくるということに非常に驚きを感じているところですよ。そもそも人・農地プランそのものは運動であるということをお願いしてきました。その運動に対してどういう責任を持つか。市町村が負うことになる責任、作成されたものについてどういう責任を持つかということについて、局長にも再三質問をしましたけれども、適切な答えが返ってきておりません。ですので、これはまさに法制化になじまないということの一つの証左ではないかという気がするわけです。

人・農地プランそのものを否定しているわけではありません。これは、運動を支援するというのも政策の一つとしてあるかもしれません。しかし、それを法制化することによる副作用といいますか、悪い面を固定化してしまうということに非常に恐れているわけです。したがって、ここは法制化するとしてももう少し様子を見て、人・農地プランを活用した形での機構の運営等をもう少しウオッチしてから法制化に踏み切ってもいいのではないかと。今ここで法制化することの弊害が余りにも大き過ぎるというのが私の感想であります。

それから、人・農地プランは現在進行中の政策なわけです。したがって、これは法制化しなければ動かないということではなくて、現にいろいろな取組を行っているわけですので、そこに対する運用の形だとか、あるいは通達だとか、法制化しなくてもいろいろ支援できる方策はあると思うんです。

あとは、専門委員の中で立派な経営をされている方がおられるわけですがけれども、そういう人たちもこの法制化には反対の意見を述べられております。そこは、やはり非常に重視したいと個人的には思っているところです。

それから、最後の効率化云々のところですがけれども、多面的機能だとか効率性だけではない農業の価値等々については皆さん認められるところ、つまり共通認識としてあるところだと思うんです。

ただし、今、TPPを初めとしたグローバル化の中で農業を効率化する部分を求めなくてはいけません。これは、効率化だけを追求するというのがこの会議の話ではありません。それは承知しております。しかし、それを求める部分なくして日本の農業の自立というのはあり得ないわけで、それは効率化した上で、多面的機能だとか農村文化だとか、守る政策というのは別の形で打てばいいと思っております。表現の問題はあるにしても、やはり効率化を前面に掲げて農業の改革を進めるんだという姿勢を私は崩してはいけないと思っております。以上です。

○岡議長 他にはいかがでしょうか。

長谷川さん、どうぞ。

○長谷川委員 私も、この原案どおりで賛成です。それで、今の人・農地プランのところは、問題の浦野さん御指摘のなお書きのところは賛成である。つまり、農地利用配分計画の認可の際に当該プランの内容を基準としたりしないということには賛成であるけれども、法制化はすべきだというロジックが私は全く理解できないんです。

農地利用配分計画の認可の際に、当該プランの内容を基準とするのであれば法制化にふさわしいと思うんです。当該プランの内容を基準とするということはどういうことかといえば、それは前段のほうにある市町村が負うことになる責任や作成手続や話し合いに参加することのできるものの範囲、これを明確にすることによってこの当該プランの内容が基準になっていくわけです。

でも、浦野さんの御議論は、これは基準としたりしないということには賛成なんだと言いながら、しかし、法制化するというのはまず議論として私はよく理解できない。

それから、元の議論に戻せば、そもそもこれは前回も私は指摘させていただいた点ですけども、人・農地プランをどのように決定していくのかというプロセス、それから市町村のかかわる範囲等々がこのペーパーに書かれているとおり非常に不明確である。そういう不明確なものを法制化するというの意味が、私にはよくわからない。むしろ法制化してしまうとこれがなお書きに書いてあるような基準になってしまう。つまり、人・農地プランに入っている人がある意味オーソライズされて、その後の農地利用配分計画を決める際にもそれが基準になって動いていくという事態を招きかねないと思います。

したがって、私はこの原案どおりで賛成であります。

○岡議長 ありがとうございます。他にいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○松本専門委員 ありがとうございます。

私は、本案は非常に最後に整理をしていただいたとっております。基本的には私ども大規模にやっても、なかなか農地の問題というのはいろいろなハードルがあって、非常に対応に苦慮する場面も多うございます。効率的に生産ができるように農地の集積ができるような体制づくりというのはやはり必要だと思っております。

さらに、多くのネットとかいろいろなコメントにもありますけれども、やはり行政の皆さんが思う以上に実は農村というのは多分急速に疲弊していくとか、農業者がいなくなる状況になると思います。それで、こういう議論を余り長く引っ張って救済措置ばかりがあり過ぎてやはりいけないのではないかと。

できるだけ効率的に農地を回す準備を、今の段階でやってもひょっとすると手遅れになっているのではないかと感じております。できるだけ国として積極的にやっていただきたいと思っておりますし、また先ほど御意見がありました高品質な農産物を生産されている方々も、同じ農業をやる側からすれば一生懸命やっている人については我々は志は同じです。要は、中途半端な気持ち、中途半端な体制で農業をやられている方に心を入れて日本の農業をどうするかというような意識でやっていただきたいと思っております。

それと、交付金の在り方についてもそうなのですが、「非効率な補助金の交付」という一文がありますけれども、これはまさしくそういう事案があるということは認めるべきことであると思っております。確かに非常に効果的な交付金があったことも事実であります。極めて非効率、極めて何のためか目的すらわからないというような交付金があったというこ

とも、これは国として認めるべきでありますし、我々生産者側もそういったことでぬるま湯に浸かっていたということは自戒を持っておりますので、そういった意味では今回の案については全面的に私は支持をしたいと思っております。以上です。

○岡議長 では、渡邊さんどうぞ。

○渡邊専門委員 私も、農業を成長産業化に育てていくという目的に照らして農地中間管理機構の在り方としてこの意見案には賛成でございます。

特に、耕作放棄地とこの農地中間管理機構との関係について、先ほども申し上げましたように目的というのは農業を成長産業化にする。そのための目標として、このペーパーにも書かれているように農地を集約し、大規模な生産性の高い農業を実現する。それから、新規参入の促進を図る。

こういう目的と目標があつてこの機構があるわけですがけれども、その中に耕作放棄地というのは実は直接の関係はないんですね。中間管理機構が借り受ける際に耕作放棄地を借り受けるということはあると思いますけれども、要するに農業の生産性が上がっていけば多少の耕作放棄地がふえたとしても、トータルの農業のアウトプットとしてはむしろ増加が見込める。

こういう点に鑑みて、耕作放棄地の解消だけを目的には考えないでいただきたいという意見でございます。以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、お待たせしました。浦野さんどうぞ。

○浦野委員 先ほど長谷川委員から御指摘いただいた点で、弁解ではありませんけれども、少し考えの違いだけ整理しておきたいと思います。

私は、人・農地プランで地域の中で事が決まるのであればそれが一番いいと思つて居るんです。逆にいうと、中間管理機構がその中に手を突っ込んでということはあつてはならない。それで、この人・農地プランの中で、皆で話し合ったけれども、やはり担い手もあらわれないし、耕作放棄地が増えてきそうかなというところが最大の問題でありまして、要するに人・農地プランでそういうことができないようなところを国全体としてウオッチしていくためにもこの人・農地プランを進めて、そういう計画がうまくいかないところをきちんと周知徹底しておく。そのために、情報集めも要るわけだ。こういうふうに私は思つて居るわけです。

ですから、農地プランでいろいろ検討したけれどもやはり担い手が不足し、貸手も決まらないとなれば、地域の農業はどんどん衰退していく可能性が強い。その時はじめて中間管理機構の手を借りて、他の地域や新規参入者に進出を検討してもらふということだと思います。そういう意味で私は出し手の情報はやはりこの人・農地プランで非常に有効に活用できるし、配分計画のところについてはもともと人・農地プランで決められないので中間管理機構に上ってくるということだと思います。ですから人・農地プランが何らかの基準になることはないし、万が一にも中間管理機構の計画に対し、人・農地プランが拒否権

をもつようなことがあってはならないと思います。

そういうことで、長谷川さんのおっしゃっていることと私はそんなに違和感はないんですけれども。

○長谷川委員 私は、人・農地プランというものをこれまでの議論の中でも再三確認してきたわけですが、要するに基本的には地域の話し合いなんだということですね。それで、私はその地域の話し合いだけで物事が動いていくようなことが法制化され、それが固まっていくというようなことはまずいのであって、基本的には農業に新規参入、とりわけ企業による新規参入をどうやって担保できるか否かというところが私はこの会議の議論の肝だと思っています。それで言うと、この人・農地プランの中で物事が決まっていくというのは、それはすなわち地域の中で物事が決まっていくということでありますから、私の議論は果たしてそれでいいのかというところなんです。

私はそれではよくないのだと思っています、人・農地プランというのは確かに選択肢の一つではあるけれども、それ以外に新しい血というものをこの農業の全体の活性化の中でどういうふうに私たちが保障でき、または位置付けられるのかというところがこの議論の肝だと私は理解しております。

○岡議長 どうぞ。

○浦野委員 見解の相違ということでこれ以上議論はしませんが、私は人・農地プランが地域で決めようとしていることについて、この中間管理機構が手を突っ込んで引っくり返すというようなことはあってはならない。

要するに、地域の農家の方々は自分の農地について一生懸命考えながらやって行こうとしていることですから、それを優先しないで新規参入を広げるという意味で、極論をいえばあなた方は土地を返しなさい、貸しなさいというようなことは、これは本末転倒でしょう。やはり、地域の中で本当に農業をやっていきたい人たちは、まず立てた計画については尊重すべきだ。そして、彼らが持て余しているところ、ここはやはり真剣に考えて耕作放棄地にならないように手当をしていくというのが今回の目的ではないでしょうか。

○岡議長 滝さん、どうぞ。

○滝委員 前回、私も浦野委員に近い発言をしたのですが、私は徹底的に地元話し合いをさせるという意味合いの中で法制化がどうしても必要なのだと思います。それともう一つ、毎年見直すという前提の中で徹底的に話し合いを誘発していくにはやはり法制化の必要性があるのではないかという思いもありまして、私は基本的には浦野委員に近い感覚です。

そして、地元が一生懸命考える限りにおいては、それを徹底的に応援する。専門委員の皆さんはそうですけれども、既に苦労された人たちに対して徹底的に御一緒に応援する中で、また新しい考え方も出るのではないかと、日本中の“地元”で徹底的な議論が起こされるとのではないかという思いもあって、人・農地プランというものに非常に興味を持っている。理解が違っているところもあるかもしれませんが、私はそう思っています。

○岡議長 他はいかがですか。

では、金丸さんどうぞ。

○金丸委員 もう一回原点に戻って考えたいと思います。もともとの話は今、農業に従事をしていただいている、先ほど他の委員の方がおっしゃいましたが、まじめにすごく高品質な品目をつくっていただいている方々も、確かに多くいるわけです。

だけど、マクロに考えると、農業に従事をしていらっしゃるお子さんですら跡を継ぐということがなかなか起きていないので、そういう意味では農業の従事者内で後継者が見つけにくいというところからこの大きな問題というのが私は存在していると思っています。

その中で、この人・農地プランについてですけれども、私は何十年も前のこの農地合理化法人という前回の事業が始まったときの趣旨であるとか、そのスキームであるとか、ストラクチャーであるとか、そこで書いてある文言だとかを農水省のホームページからダウンロードしたんですけれども、今、我々が議論している中間管理機構と基本的にはファンクションも全く同じなんです。

だけれども、今回違うのは、前回の事業の設計でも売買だけではなくて賃貸も可能だったわけですが、売買を中心に考えてきてしまった。今回はそれがたぶん賃貸のみになり、しかもパブリックな中間管理機構というセクションなので、出し手の側が出しやすくなるという説明だったと思います。でも、本来は農地合理化法人等が存在していたわけなので、そのパブリックな中間管理機構のセクションというのは前も一緒です。

そうすると、違いは今回何かというと、何なんだろうという素朴で大きな疑問は実は残ったまま私はこの見解を示しているわけです。だから、前と何が違うんですか。中間管理機構という名前があります。ファンクションは前からも存在していたんですけれども、軸足は賃貸にベースを移します。では、それで問題が本当に解決がつくのですかというのは、そもそも我々の議論してきた中で私はまだ引き続き今日も残っている大きな課題だと思っています。

人・農地プランについては昔、考えたときはなかったもので、これは農水省の方々が考えられた新基軸なんですね。私もこの人・農地プランというものを聞いてみて、こういうものが私は今後のきっかけになればいい。これが起点であって全てではないという点においては、人・農地プランというのは有効ではないかと思っています。

また、これは始めてからまだそんなに時間は経っていないんですけれども、法制化をしなくても過半に近いが、過半以上の人・農地プランが地域ごとにできている地域があるわけです。

農水省の方からいただいた人・農地プランの概要というペーパーの14ページを見ていただくと、絵がたくさん書いてあって、言葉が書いてあって、真ん中がインセンティブプランで、この人・農地プランに認定されると、といいますか、位置付けられると、この言葉はよくわかりませんが、人・農地プランに位置付けられると、1、2、3、青年就農給

付金、農地集積協力金、スーパーL資金の当初5年間無利子化というインセンティブプランが用意されています。

だから、インセンティブプランがあるのでわざわざ話し合えというのを法制化しなくても、このインセンティブプランだけで過半以上の人たちが出ているんだったら、もうしばらく私は様子を見てもいいんじゃないかというのが自分の中で帰結した結論でありまして、法制化すべきではないというほど強く言うかどうかですが、今、法制化すべきという理由は何もないということではないかと思っています。

それで、右側のほうを見てください。グリーンで書いてあるところですがけれども、これを読むと、例えば右下のグリーンのところには「新規就農者の人・農地プランへの位置付け」と書いてあって、ここは「新規就農者は、人・農地プランに位置付けられることが見込まれれば、青年就農給付金の支援を受けることができます」と書いてあるんです。そうすると、人・農地プランでさっき浦野さんがおっしゃられたように地域だけでずっと話し合えといっているときに、このでき上がった後に新規就農者はどうなるんですか。

でも、マクロに考えたら後継者がいない地域のほうが多分多いわけでしょう。だから、後継者がいらっしゃるところについては今も市町村から、あるいは国から話し合えと言われなくても自己解決をしている地域は今、存在もしているし、そんなところに中間管理機構がこのこ出ていくほどの仕事に余裕はないので、もっと手つかずの後継者不足のところのコーディネーターで市町村というのは忙しくなるのが本筋じゃないかというのが私の理解でございまして、多分表現的には農業に従事していらっしゃる方々であるとか、あるいはそれを支援していらっしゃる委員の方々であるとか、かちんとくるところがあるかもしれないけれども、それを除けば私はこの原案でいいのではないかと考えております。以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

他はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、何か所かの多少の修正が必要かというふうに私は受けとめました。主張すべき点はこれでいいと思います。ただ、表現の仕方、あるいはちょっと手を加えた方がよろしいかなというところはあるようにも思います。それを個々に議論しても効率的ではないので、今日いただいた意見を踏まえて、そういう若干の微調整をすることについて、議長及び議長代理に御一任いただけますでしょうか。

私自身、ちょっとこの表現はきついかなという部分が若干ありました。例えば、2ページの2の(2)の1行目、「貸主に対する財政的措置の在り方」の最初の行ですが、ここも「農地は国民の共有財産ともいえるべき公共的な性格を有しているとの認識」というのはちょっと突っ込み過ぎかなという気がいたします。これを、例えば「農地法の規定の趣旨を踏まえ」と変えることで十分目的は達せられるような気もします。

こんなことも含めまして、多少の微調整を御一任いただくということでよろしゅうございましょうか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、議題の2に移ります。雇用ワーキング・グループにおける「労働者派遣制度」に関する検討状況等について、鶴座長から説明をお願いいたします。

○鶴委員 鶴でございます。資料2の「雇用ワーキング・グループにおける労働者派遣制度に関する検討状況等」という資料がございますので、それを御覧ください。

次回の本会議、10月の初めということになるかと思えますけれども、労働者派遣制度の見直しにつきまして、この規制改革会議から意見を出ささせていただきたいと考えております。今、その意見につきましては雇用ワーキング・グループの中で少し議論させていただいております。そのことについては、後ほど申し上げます。

最初に、これも御承知のように、「規制改革実施計画」の中で労働者派遣制度の見直しを検討要請しまして、以下のような形で決定をしています。

ただ、御承知の雇用の分野につきましては、労政審でこういう項目を議論してくださいということしか、なかなかその三者構成の問題もございましてできない。

ただ、我々のワーキング・グループの報告書では、従来の正社員の保護を目的とした常用代替という考え方から、労働者保護を目指す派遣労働の濫用防止という考え方に転換する。それから、大きな改革の方向としていわゆる専門26業務を廃止してください。もう一つは、人をベースにして派遣期間の上限を設定してください。こういうことで、我々規制改革会議、または雇用ワーキング・グループとして提言をいたしました。

その結果、8月20日、これは厚労省のほうで派遣制度の在り方研で、彼らもずっと検討を続けてきて報告書を出しました。この報告書は、かいつまんで言えば、基本的にはこの雇用ワーキング・グループで提言した内容、つまり26業務の廃止、それから人をベースにした派遣期間の上限設定になる。これを打ち出しております。

ただ、雇用ワーキングで強調した常用代替防止というところは、派遣先の無期雇用の労働者についてはその常用代替防止という考え方を外すんですが、有期雇用の人は残るということで、途中の段階にとどまっているというような状況でございます。

すぐに8月30日から労政審で審議はもう既に開始をされております。我々は、ここにありますように8月29日及び9月13日にそれぞれ厚労省、それから関係団体、経団連、連合等々からヒアリングをしまして、この報告に対する考え方や御意見について伺いました。それで、基本的な次回御相談する見解につきましては、この研究会の報告書は我々の考え方と基本的に沿っております。ここは、特に26業務の廃止というところ、人ベースに上限を設定しているところ、ここはなるべく堅持をしていただこうと、我々はそういう方向で進むようお願いをしたいと思います。

一方、こうした非常に大きな改革でございますので、やはりそれに附随して幾つかのこの見直しについてのいろいろな施策というものが設けられております。それについてはまた次回詳しく御説明したいんですけれども、それがあることによって少し副作用があるの

ではないか。逆に、規制強化の面があるんじゃないか。そういうような懸念という御議論もありましたので、そういうところが過度にならないという対応が1つです。

それから、実は第1期でこの派遣につきましては平成24年改正というのがございました。それについても現場からかなり問題が指摘されておりまして、ワーキングでも若干議論させていただいたんですけども、今回この24年改正につきましても少し我々として意見を出していこうということで今、検討させていただいております。

ワーキング・グループの中では、ほぼ基本的な考え方については各委員から合意をいただいております。あとは若干の文言調整が少し残っております。それはすぐにもできると思いますので、他の委員の方々を含めて、今日明日ぐらいには御照会をさせていただいて、この規制改革会議の次の前に少し早目に調整をさせていただくということが可能かと思っております。

一言ちょっと申し上げますと、この労政審は結論を出すのが今年の年末でございます。非常にスピーディーです。次期通常国会に改正を出すということで、実は10月の初めというタイミングも本来ならばやや遅いというタイミングでございます。このタイミングを逃すと、その審議会の議論に乗せるということは非常に難しくなるというなかなか時間的制約のあるような状況でございます。

ここは委員の方々皆様に非常にお願いをしたいところですけども、我々はこれから十分議論をさせていただく時間がありますので、御意見がありましたら十分我々は調整させていただきたいと思っておりますので、こういう日程の中での意見ということなので、そこを何とぞ御了解、または御理解をいただければ大変ありがたく存じます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、意見交換に入ります。いかがでしょうか。

大崎さん、どうぞ。

○大崎委員 私は雇用ワーキングのメンバーに今期からなっておりますので、ワーキングでも申し上げたことなのですが、皆様にちょっと共有していただきたい点がございます。

それは、皆さんよく御存じのとおりかと思いますが、雇用をめぐる法規制というのはいろいろ絡み合っているところがあって、1か所だけ望ましい方向と思われるほうへ持っていても、他のところとの兼ね合いで、より変な結果が生まれてしまうということがございます。

例えば、先ほど鶴座長からも御説明いただきましたけれども、この26業務の廃止というのも、それ自体はこの規制改革会議として要望してきたことでもあるし、非常にいい方向ではあるんですけども、それとそこに新たに加わってくる個人ベースでの派遣期間規制というのが過度なものになってしまうと、これは結果的には今まで自分が望めばある意味ではずっと働いていた人が3年経つと首になってしまうという、全く本末転倒の結果を招いたりするんですね。

私個人の思いとしては、今度本会議で御議論いただく意見の中で、そういった個人的に望んでいることと全然違うことが規制で無理やり課されてしまうような結果を招かないような制度設計というのを強く希望するということを織り込んでいければと思っております。

○岡議長 大崎さん、具体的にこういう点は、というご提案が今あれば、参考までに。  
○大崎委員 これは難しい話でありまして、現時点で私が思っていますのは、例えば有期雇用の方の26業務の中で、事実上ずっと更新できている人などに今度、期間制限を課するというのであれば、その期間制限も5年を上限にするというようなことが一つの手だと思うんですね。

というのは、5年というのは、御承知のとおり有期雇用そのものの上限規制が5年ということになりまして、5年経ったところで無期雇用への転換が図られるという制度が別途あるわけですね。

ところが、これも厚生労働省が最初に意図されたこととは大分違う結果に、御承知かと思いますが、現場ではなっていて、事実上5年のところで雇いどめが行われるということがもう既に横行し始めているわけですね。大学などではそういうことが現実の問題になって、一部では訴訟まで起きているわけでありまして。

その点については今後ワーキング、あるいは本会議でも議論をすることになると思うんですが、その有期雇用の上限規制というもの自体についても何か見直しをするべきではないかとかという発想もあり得るわけですね。仮にそういうことになれば、今度はさっきの有期派遣の5年を上限とすべきというのを意見にするべきかどうか。5年ではなくてももう少しちょっと長くてもいいんじゃないかという発想も出てくるわけです。

そういうふうには全部絡み合っていますし、こちらを動かすとこちらを動かしたほうがいいんじゃないかということになってきますし、仮に個人ベースでの期間制限規制というものが非常に厳しい、例えば今、厚生労働省の研究会でおっしゃっているような3年ということになるのであれば逆に26業務の中の一部のものでかなり明確な、26業務というのは御承知のとおり非常に抜け穴的に使われている変なものもあれば、かなり明確に専門性が明らかになって、別段、何の問題もない職種もあるわけですね。

そうすると、26業務の問題のないものについてはむしろそのまま残して、それについては更新期限の上限規制というのは課さなくてもいいんじゃないかという発想も出てくるわけです。そうすると、おまえは26業務の廃止に反対しているのかと言われるかもしれないんですけども、そういう意味ではないんですね。

ですから、この辺はどうするのか。鶴座長に非常にそこは御苦心いただいています、私は今、原案の原案みたいな文章を拝見して、なかなかうまくできているなどと思っておりますが、また皆様の御意見をいただければと思っております。

○岡議長 いかがですか。どうぞ。

○鶴委員 大分いろいろ細かい話も含めて、どういう話なのかという背景もわからずにお話を聞かれていた委員の方々もいらっしゃると思うんですね。

今のお話はどういうことか。実は上限設定の在り方、過去26業務というのは期間制限がないから、ある意味でそこは規制がなかったわけですね。ただ、それについても考え方としては、例えばヨーロッパというのは派遣をそのまま期間の制限なしにずっと使うということは実は禁止されています。これはちゃんと上限が設定されているということなので、日本はある特定の業務に分けて、それで期間制限をやる。これはどこの国もやっていないことなんですね。だから、ここはやはり国際先端テストというものを通じてまずここから変えていかなければいけない。

派遣制度というのは今、非常に複雑な制度になってしましまして、私は規制強化なのか、緩和なのか。実は、今のこの労政審でもそういうレベルの議論が行われているんですけども、私は制度をなるべく簡素化する。わかりやすくする。規制改革会議だからといって何でも規制緩和では私はないと思っています。もっと制度を非常に簡素でわかりやすいものにしていく。これも、規制改革会議が目指すべき方向だと思っています。その中で細かく見ると、若干規制が強まるどころ、また弱まるどころ、いろいろなものが当然出てきても、私はそれは当然だと思っています。

それで、この問題は、私はいろいろ御懸念がある中で上限の3年というのは今、大崎委員がおっしゃるようにもう少し延ばしてもいいんじゃないか。実は、ワーキングではその3年という考え方と、あとは5年という考え方と両論併記をしております。ですから、私はそこは少し労政審でしっかりどういうやり方がいいのかという議論をしてほしいと思っています。

実は、労政審では最初に厚労省の研究会の報告書は規制改革会議の報告書を丸写しにして、こんなものに対し俺たちは議論に乗らないよという議論があったように私は聞いております。全然、そういうことではないんですね。厚労省さんは、厚労省さんがいいという政策をお考えになられて出していく。我々も、そういうお考えがあるという中で規制改革会議としてもやり取りをしながら、ここの部分は押していけるなど、そういう流れで連携しながら今回も提言を出したということでございますので、そこは次回御相談することにもなりますけれども、重要な論点の一つということで、そういう意味で大崎委員から詳しく御説明があったというふうに私も理解しております。

○岡議長 他はいかがでしょうか。

佐久間さん、どうぞ。

○佐久間委員 ありがとうございます。

私も、雇用ワーキングのメンバーで参加させていただきました。今の御議論に重なるところがあるんですけども、ヒアリングの中で労働の方から出てきたアンケートでも、4割の方は派遣労働をある意味では自ら望んで行っている。逆に言うと、では6割はという話ではあるんですが、ただ、4割という非常に大きい数字で、そういう働き方が好まれているというのも出ていたということです。ですから、それも十分尊重した上で、やはり規制の在り方を見直していかなければいけない。

その観点で、今の議論で言えば26業務、これは今、働いておられる方はそういう働き方がいいと思って派遣で働いている。さらに、それは無期働けると思っていたところをこの見直しがされると極端な話、あと3年であなたは終わりですと、こういうことは今、働いている人にとっては非常に不利益だということですから、最低、今もう既にその前提で働いている方への不利益というのはミニマイズすることが重要じゃないかと。

それで、これから働く方についてはそれが3年とか5年というのは、それを覚悟の上で選択するということですがけれども、もう既に人生の選択をそういうふうに行われている方がかなりの数おられますから、その方々への悪影響というのは本当によく注意して配慮していかなければいけないと感じています。以上です。

○岡議長 他はいかがでしょうか。

大臣、どうぞ。

○稲田大臣

私も雇用ワーキング・グループは時間の許す限り出席をして、いろいろな立場の方々のヒアリングも聞いていたんですけども、先ほど座長がおっしゃったように、やはりこの規制改革会議で一体どういう視点で提言をするかということを確認にすべきだと思うんです。多様な働き方を認めていこうという観点から、何でもかんでも緩和するわけじゃないけれども、先ほど大崎委員がおっしゃったように、26業務を撤廃することはすごくよかったが、反対に今まで26業務に入っていて専門的なことをやっておられた方々は、3年経ったら今度は切られてしまって次の人にかえなければいけないという意味においては、その人の立場に立てば規制が強化されていて、働いている人の立場にはなっていないんですね。

ヒアリングに来られた方々も、先ほど佐久間委員がおっしゃったように、実は自分から派遣という働き方を選んでる人の立場に立っての提言というのはちょっとなかったように思うんです。皆が正社員になりたいという前提で提言をされていますので。

ですので、そういう働いている人の視点に立って多様な働き方を認める観点であったり、これは報告にもありましたけれども、働いている人がスキルアップをして、そしていろいろな雇用の流動化にも対応できていくような人とか、そういう切り口をやはり明確にして提言をいただくということと、労政審も始まっていますので、10月初めに8月の報告書に対する打ち返しをやることと同時に、そもそも24年法の改正に関する論点というのもやはり大きな観点からも打ち返す必要があると思っています。

○岡議長 ありがとうございます。

他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、次回の会議での意見取りまとめに向けて、先ほど鶴座長からお話ありました進め方をお願いいたします。今、大臣から大変貴重な御意見をいただきましたので、それを踏まえて取りまとめいただきたいと思います。

それでは、次に議題3に移ります。「重点的フォローアップ事項への取組方針（案）」については、この本会議で何回かお話ししましたように、前期の答申の中から重点的にフ

フォローアップする対象として、12項目をピックアップして、一つ一つに対して時間軸を設定して、どういう取組方をして、その成果を高めることが目的でございます。

まず、事務局から12項目のフォローアップのポイントを説明いただいた後に、御意見をいただきたいと思っております。

○柿原参事官 それでは、事務局から簡単に「重点的フォローアップ事項への取組方針（案）」につきまして御説明いたしたく思います。

資料3を御覧ください。先ほど議長からお話がありましたとおり、去る7月26日の本会議で、前期の閣議決定のうち重点的にフォローアップする事項について12項目を選んでいただきました。こちらの資料3は、12項目につきまして1つの項目で多数の規制の内容があるものについては便宜①②というふうに分けておりますけれども、それぞれ共通のつくりで取組方針案をつくらせていただいておりますが、それについてまず御説明します。その後、取組にいろいろ特徴があるものについて若干御紹介したいと思っております。

まず1ページ目ですが、1は再生可能エネルギーが重点的フォローアップ事項でございます。ここは多数の項目が規制項目としてありまして①～③にわたっているのですが、(1)から(6)までということで、12項目は同じつくりになっております。

(1)は「規制の概要」ということで、それぞれ項目について今どういった規制があるのかについて簡潔にまとめております。(1)の再生可能エネルギーのように、1つの項目で複数あるものについては、例ということで代表的な規制の内容を書かせていただいております。

続きまして(2)であります。それぞれの規制につきまして6月の実施計画でどういった改革をするかが決まっているのか、その改革の内容の概要を記載させていただいております。それぞれ、例えば「①風力発電」であれば「①風力発電」ということで対応する形で例示をさせていただいております。

続きまして(3)ですが、その規制改革に取り組む「問題意識及びフォローアップに当たっての留意事項」ということで、それぞれの分野につきましてどういった問題意識、あるいはどういった点に留意してフォローアップすべきかについて書かせていただいております。

(4)が、それぞれの規制についての所管府省庁等の名称を書かせていただいております。

(5)が、当該所管府省庁等におけるこれまでの検討状況、それから今後の検討予定につきましてそれぞれの項目ごとに記載させていただいております。

(6)が、当会議としての「当面の対応方針」ということで、主にこちらが御議論の中心になろうかと思っておりますけれども、こちらは項目ごとに、項目の数の多少、あるいはそれぞれの改革の進捗の状況が目標とする期限が異なることもありまして、それぞれ様々な書き方をさせていただいております。

例えば、1の再生可能エネルギーの①の件ですけれども、これは風力、太陽光、地熱の

3つの発電の規制改革の関係なのですが、共通的にそれぞれの事項について、まず考え方としてはその改革のスケジュールについて記載させていただいております。

すなわち、改革の道筋、スケジュールが明確でないものについては、規制改革推進室でスケジュールを明確化するように所管省庁に要請する。明確になったものについてはその進捗状況、改革によってスケジュールの節目というのはそれぞれですが、節目、節目でもってまずは規制改革推進室で確認します。その上でスケジュールと違っている、あるいは何か検討を要するような状況が発生した場合においては関係するワーキング・グループへ御報告、場合によってはワーキング・ヒアリングを行っていただくということです。

さらに、それぞれいついつまでにこういう改革をするというのが実施計画の内容でございますので、改革の内容の骨格が固まる前の段階においてということで、これは時間軸ですが、検討の方向性についての幾つかの視点を設けまして、その観点からまずは規制改革推進室で確認をいたします。この例でいえば、検討の方向性が再生可能エネルギー事業者等のニーズに合致しているかというのが観点の一つなんですけれども、こういった観点でやる。

その上でこちらの項目ですけれども、期限について遅くとも本年内に、つまり項目によっては早く改革が出てくるものもありますが、それは当然早めるということですが、最低限、各関係するワーキング・グループに御報告した上で、場合によってはワーキング・ヒアリングを行っていただいた上で、この後、こちらも共通的に書かせていただいておりますけれども、必要に応じてワーキングの議論を経まして本会議で意見の表明をいただくという案でございます。

この1.の再生可能エネルギーのものが、ある意味総体的に枠組みを説明したような形になっております。

以下、2ページ、3ページは今の再生可能エネルギーの関係で、つくりとしては同様とさせていただきます。

次に、4ページ目でございます。4ページは第2項目で「次世代自動車の世界最速普及」です。こちらにも複数の項目がございますので同様の書き方をさせていただきますが、1点、特徴的な書き方として5ページの「(6)当面の対応方針」の途中まで、これは2つの段落になっていまして、最初の段落は1の再生可能エネルギーと同様の書き方ですが、なお書きを追加させていただきます。

③天然ガスの重点設備の関係です。これについてはスケジュールが長く、平成27年度に結論を得て実施ということになっております。検討は25年度から始め、関係省庁の検討スケジュールも年度ごとに決まっておりますが、要は27年度の話だから27年度まで待つのではなくて、これは御提案ですが、年度末において、まずは規制改革推進室で確認する。それで、その進捗の状況に応じて関係するワーキングに報告なりヒアリングなりをする。そして、「必要に応じ、」以下は1と同じでございます。

3つ目の項目は、認可保育所の株式会社等の参入、保育士数の関係です。

4が「すべての社会福祉法人の経営情報の公表」です。これについては、非常にスケジュールが早く、(2)ですけれども、平成24年度の財務諸表の公表の関係は、法人の関係、あるいは所轄庁の関係がまさに今月中までの措置となっておりますので、(6)のところにそれを受けた形で対応方針を書かせていただいております。

「①については」、24年度分の財務諸表の公表の取組状況については、その法人や所轄庁における財務諸表公表の取組状況の資料を本月中に受けまして、来月、会議に御報告するというような取組をしてはどうかと書かせていただいております。

次に8ページでございますが、この5番目の項目は「再生医療の推進」でございます。これも項目が多く①と②がありますが特徴的な書き方としては(6)の「当面の対応方針」のところで①の最初に「法案成立後、年度末」と書かせていただいております。関係する法律案というのが(5)に戻っていただくと①の「再生医療等の安全性の確保等に関する法律案」、これは継続審議でございます。

法案成立後1年以内に施行というスケジュールなんですけど、法律が成立しないと枠組みが決まりませんのでフォローアップもなかなか難しかりょうということなので、タイミングとしては法案の成立後、そうは言っても年度末までいろいろ状況は変わりますので、この場合は厚生労働省ですけれども、必要な検討状況を規制改革推進室で確認するという事です。こういった書き方、つまり関係する法律案の成立状況を条件にして時間軸に入れているものもございます。

健康食品の機能性表示は7.でございます。

あとは、例えば13ページの8番です。まさに御議論いただいていた「一般用医薬品のインターネット等販売規制の見直し」ですけれども、これは具体的に書かせていただいております。すなわち「当面の対応方針」の中に前回、第15回の規制改革会議において意見を表明していただきました。

今後ですけれども、厚生労働省に設置されている2つの検討会の審議状況、あるいは取りまとめが、お出しいただいた意見に沿った方向性でなされていくかどうかについて、まずは規制改革推進室で引き続き注視いたします。また、関連法案、秋の臨時国会ということですので、必要に応じてこの状況を注視しながら、場合によっては会議の意見の表明もあり得るかなどの案でございます。

14ページは、9.雇用の関係でジョブ型です。

15ページは、労働者派遣の関係でございます。こちらはまさに先ほど御議論があったとおりですが、「(6)当面の対応方針」で、ワーキングで論点を整理し10月上旬を目途ということでしたけれども、規制改革会議の意見の表明を行う。ここで終わりではなくて、その後もありまして、厚生労働省の審議会における議論が意見に沿ったものになっているかどうかについて規制改革推進室において検討状況を確認します。その上で、雇用ワーキングに御報告、あるいはヒアリングをやっていただいて、必要に応じてワーキングの議論を経て意見の表明ということをご予定するものであります。

16ページの11番、これは創業等ワーキング・グループの関係ですが、「老朽化マンションの建替え等の促進」、これは前期もかなり精力的に御議論いただいたテーマであります。これも特徴的な書き方をさせていただいております、「(6) 当面の対応方針」ですけれども、本件については法務省と国土交通省が関係省庁ですが、検討状況をまずは事務局のほうで確認する。その上で、老朽化マンションの建替え、売却など再生事業が円滑に進むかどうかの観点から、来月にも本会議でヒアリングをお願いできないか。そのヒアリングの結果次第ですけれども、必要に応じ意見の表明もどうかということでございます。

12番はビッグデータということで、こちら項目が幾つかございますのでそれぞれごとにスケジュールを書かせていただいております。

以上、雑駁ではございますが、御説明は以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

今の説明に対してどうぞ、大崎さん。

○大崎委員 ここに書かれている進め方について、特別に何か異論があるわけではないんですが、ちょっと気になりましたのが、この規制改革会議で適宜必要に応じて意見の表明を行うというのが盛んに出てくるわけですね。

私ども、現実にもう既に何回か意見の表明というのをやっているわけではありますが、意見を表明したただけでも、その方向に全くならないというぬかにくぎということになったのでは全然意味がなくて、重ねて意見を表明するという、こればかり繰り返していても本当に意味のない話だと思うんですね。

もちろん、その規制改革会議がある特定の省庁が所管している事項について、何か一方的に決定できるというわけではないことは百も承知であります。他方でやはりその規制の改革の方向性について意見を述べるということを経理大臣から指示されてやっているわけでありまして、したがってその意見は意見として聞き置くみたいなことは許されたいはずだと私は思うんですね。

その意味で、その意見の表明を既に行ったものについては、余り真摯な受け止めがされていないと思われるような場合は、本会議にその担当の人に来てもらって、この意見についてここは全然反映されていないように思うんだけれども、一体どう釈明するんだというようなやり取りを是非やるべきではないかなという気がいたしました。

○岡議長 ありがとうございます。

森下さん、どうぞ。

○森下委員 私は、具体的にもうちょっと強く書いてほしいというところが何か所かあります。

1つは9ページの「再生医療の推進」ですけれども、(5)の②で遺伝子治療製品に関しては、もともと再生医療同様にやってほしいということでお願いしていたのですが、治験に関しては確かに厚労省のほうでほぼ同じような感じになってきているんですが、実はもう一つ、健康医療ワーキングのほうで見えています臨床研究、これは今後臨床治験等へ活

用できるように、もっと使えるようにできないかという議論をしておりますけれども、実は臨床研究に関しては、遺伝子治療は別の指針があって遺伝子治療専門の倫理委員会があったり、非常に二重構成になっているんですね。

全く同一になっていなくて、ダブルスタンダードというか、非常に前に進みにくい状況になってきていますので、ここは単純にこれで終わりというのではなくて、臨床研究のほうも同等にしてほしいということで、是非申し入れをしていただきたいと思います。

もう一点は、12ページのいわゆる健康食品の部分です。この機能性表示に関して、ここでは消費者庁が調査事業をやるというふうに聞いているんですけれども、一方で枠組みはもうかなり実は消費者庁のほうで詰めてきていて届出制であるということと、それから一部どういうものを認めるかというあたりも、調査事業を待たずに議論をしているという話が聞こえてきております。もしそうであれば、現状どうなっているかということヒアリングしていただいて、もし話が進んでいるのであれば私どもが言っている趣旨に沿ってやっていく必要があるんじゃないか。

この健康食品のところは、前回も書きぶりが難しいところがありまして、非常にわかりにくい表現でもともと規制改革会議の実実施計画ができておりますので、ちゃんとそういう形で動いているかどうか。これを少し事務局のほうでフォローアップしてあげて、もし進んでいるのであれば早目にヒアリングをして、消費者庁の事業内容に関して規制改革会議としての意見をを入れていただくようお願いしてほしいと思います。

2点、よろしく申し上げます。

○岡議長 他にいかがでしょうか。

では、どうぞ。

○長谷川総理補佐官 すみません。委員ではないんですが、皆さんが御検討する上で参考にさせていただきたいと思ひましてあえて申し上げますと、規制改革のタイミングを書いたものがございまして、年度と年というのは実は恐らく法律案の改正を要するものについては大違いなんです。

例えば、この1ページ目の(2)の③の地熱のところは「平成26年度結論」と書いてあります。26年度といたら当たり前のことですが、平成27年3月31日までです。それで、政府から法案を出しますときは通常国会中で一応成立を与党が責任を持って国対が責任を持つというのが、予算関連法案は通例は2月中旬、非関連法案は3月の中旬というのが大体慣例です。すなわち、国会の期間が通常国会は6月に終わりますからそういうことになるんです。

したがって、この26年度末の結論で仮にこの場でいいということになると、平成27年3月31日までが日限ですから、非関連法案でその年の通常国会には法案が出て通らないかもしれない。すなわち、その年の臨時国会に法案がずれるということなんです。

だけど、仮にこの「度」という一字が取れると26年末までに結論を出すことになりまして、それから法案が必要ならばつくって、3月の非関連法案であれば締め切りに間に合

うということになるんです。つまり、通常国会で成立することになるわけです。ですから、この「年度」か「年」というのは実務的には大違いなんです。

率直に申し上げて、実は25年と25年度もその問題があるんですけども、もはや25年の今9月ですから、いまさら25年の年度末というものを年末にしろというのはやや現実問題としては無理筋かもしれないんですが、そういうことを念頭に置かれて各委員がこれでいいというならばいいと思いますし、少し工夫の余地があるんじゃないかといえはあと思っていますので、ちょっと御判断の上でその点を頭に置いていただきたいと思います。以上です。

○岡議長 ありがとうございます。

林さん、どうぞ。

○林委員 ありがとうございます。

「当面の対応方針」という項目に共通して最初の3行に、「それぞれの改革スケジュールが明確でないものは、規制改革推進室においてスケジュールを明確化するよう所管省庁等に要請する」というのが複数入っていますが、第1期の詰めのとくに、特にエネルギー・環境ワーキングでは、詳細な短冊百数十項目にわたるものについて、いつまでに何をするというものを閣議決定のために何度も詰めていただいて、今お話があったような年度なのか、年なのか、中なのかという霞ヶ関用語を勉強させていただきました。

ですから、是非この改革スケジュールは、それからもう3か月以上経っているわけですから、期限を切って推進室から各省庁は吸い上げていただきたいと思っております。それを我々も共有した上で、今後の議論をしていくべきではないかと思っております。よろしく願います。

○岡議長 今の林委員の御意見に対し、事務局から何かコメントがありますか。

○柿原参事官 この「当面の対応方針」の書き方について若干補足いたしますと、「明確でないものは」ということなので、多分おっしゃったように、この再生可能エネルギーについてはほとんどの項目が明確化されているかと思っております。各担当のほうでもフォローしておりますので、ない場合にはということで、いろいろな項目がありますのでまとめて書かせていただいたという意味で、そういうものもあり得る場合には当然把握して必要に応じて御報告するというを書かせていただいたものでございます。

○林委員 私が申し上げたのは、それぞれの改革スケジュールというのは我々が決めたお尻の期限ではなく、その期限を達成するための省庁で立てた具体的なプランという意味でのスケジュールです。

○柿原参事官 同じ認識です。

恐らく大多数の項目についてはやり取りもありましたので、その時点で例えばゴールが25年度中だとして、25年内にはどこまでやるのかとか、あるいは秋にはどこまでやるのかということについて項目ごとに把握されているかと思っております。

ただ、これは全体をまとめて書いている関係があったので、総論的にそういう具体的な

進捗にかかるスケジュールが仮に明確でないものがあれば、それは当然明確化するという意味でございます。

○岡議員 林委員、よろしいですか。他いかがですか。

どうぞ、副大臣。

○寺田副大臣 このフォローアップ事項は全て本当に大事なことであって、当委員会ですばらしい議論をしていただいていることはよくわかるんですが、実は行政の現場というのはお寒いものがありまして、なかなか十分には理解をしていない。こういう議論をしていることすら理解していない現場がございます。

例えば、保健所に行って聞くと、およそ新しい医療機器は輸入できないんですとか、役所が言えば一般国民はそれを信じてしまいますね。ここまで進んでいるのに、一周おくれ、二周おくれが現実であって、特にこの12項目のうちの9項目は厚生労働省、まさに健康医療ワーキングで翁座長の御担当でありますけれども、これだけの議論をしていて、ここまで進んでいて、ここまで求められているんだというのが、これは無知なのか、あるいは知っていて換骨奪胎しているのか、あるいは知らない顔をしているのかは別にして、本当に疑問符が付くものがあるわけでありまして、是非そこは役所の中の周知徹底ですね。まさに大崎委員の言われたとおり、我々は一段上に立つ立場であり、これを理解していないということはちょっとあり得ないと思います。

あとは、この規制の概要、例えばこういうことが必要になっていると、これはよく現場でも言います。こういうことになっているんだと。しかし、それは法律のどこにも書いていない規制が多いんです。単なる申し伝えだったり、法に基づかない口頭指導だったりですね。

特に医療機器の例ばかり言って恐縮でございますけれども、こういう材質はだめなんだよとか、一切そんなことはないわけです。国際的な相互認証の議論でも材質の問題などは全く問題でなくて、その当該医療機器、あるいは医薬品の機能であり、あるいはまた健康に与える影響等ではありますが、一切そうした議論をなされずに全く周辺的な部分でもって仕様の変更を迫られ、日本の産業の発展が阻害されているんですね。

ですから、これは是非本会議のほうでもこうした点について御配慮いただければと思います。

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、鶴さんどうぞ。

○鶴委員 今の議論の関連で、尻尾はちゃんと切られている。それを達成するために何をやっていくのかということを中心にきちんとモニターしていかなければいけないという御議論だったと思うんですね。

それで、雇用ワーキングの関係だと14ページに「ジョブ型正社員の雇用ルールの整備」とあります。これは、もう既に厚労省で懇談会を9月10日に立ち上げているということなので、非常に早目にスタートはしていただいています。

ただ、26年度中にこの措置というのは、いろいろな雇用管理上の留意点というのを全国津々浦々、皆がちゃんと知って周知徹底ができている状態まで余裕を持ってやりますという厚労省の説明だったんですね。

ただ、この研究会が始まったときにその日程が公表されましたけれども、1年間ぐらいは、来年の夏、秋ぐらいは研究会をずっと続けていってやっと報告書がそれぐらいにできる。そうすると、そこからその具体的な留意点というのを抽出して、それを全国津々浦々周知するほとんどぎりぎりになってしまう可能性があって、当初お話をいただいていたのと若干違う。ここは、この規制改革会議として当初26年度から始めますというのを、それでは間に合わないということで25年度からやってくださいとお願いしたテーマでもあるんです。

だから、私は特に、これは1つの例なんですけれども、雇用ワーキングとしてもここはなるべく早目に議論を進めていってくださいと、いろいろな時点で厚労省に働きかけていく。そういうことをやりたいと思っております。

○岡議長 ありがとうございます。他いかがでしょうか。

先ほどの林委員の御意見に対する事務局の説明にもありましたように、時間軸をしっかり押さえながらやっていくということと、副大臣からの御意見にも関連しますけれども、当面こういう対応の仕方で行くにしても、一義的にはワーキング・グループにやっただくわけではありますが、テーマごとに、タイミングを見て、必要に応じて本会議で議論を深める。あるいは、所管省庁の方に来ていただいて話をしてもらおうというようなことを随時やっていきたいと考えております。

特に健康・医療ワーキング・グループの案件が多いようですので、翁座長が「是非これは次の本会議で取り上げてほしい」というお考えがあれば、遠慮なく持ち込んでいただきたいと思っております。

それから、今日の議題ではありませんが、このフォローアップと密接に関係するのが、長谷川委員に御担当いただくことになっている「公開ディスカッション」であります。これについては、どういうタイミングでどのテーマでやるかをまだ皆さんと議論しておりませんが、例えば、先ほど御意見がありました「食品の機能性表示」など、重点的フォローアップ12項目の中から、国民の関心が高く、わかりやすいテーマを取り上げるのも一案かと思えます。いずれにせよ、テーマによっては「公開ディスカッション」も大いに活用してフォローアップを進めてはどうかと思えます。長谷川さん、御検討の程、よろしく願います。

○長谷川委員 私も先ほどの大崎先生の御指摘はそのとおりだと思っていて、意見書を表明して、その後どうなっているのかという点で、問題がありそうな部分は公開で議論してもいいかなと思えます。とりわけ、保育の問題などはやってもいいかなと思えます。

○岡議長 ありがとうございます。他いかがですか。

安念さん、どうぞ。

○安念委員 フォローアップについて11番の「老朽化マンションの建替え等の促進」ですが、私はこれは非常に重要だと思っています。

といたしますのは、第1に、これは財政出動なしの場合によっては莫大な民需を喚起することができます。第2に、このこととオリンピックとは直接は関係ないんだけど、この際は何でもひとつオリンピックに免じて許してもらおうというふうに持っていかないと、なかなか物事が進んでいかない。恐らく、老朽マンションの建替えを含む、いわばアーバンリハビリテーションにまとまった投資がなされ得る日本にとって最後のチャンスがこの数年間だろうと思います。

ですから、このテーマはオールジャパンにとって極めて重要なんですが、法務省を相手とする限りは100%進捗しないことが保証される。100%ギャランティだと私は思っています。

なぜそうなるかという、それは非常に簡単で、まず法務省民事局の幹部連は裁判所からの出向者ですので、彼らは今は行政官ですけれども意識は裁判官なので、誰からの指揮監督も受けないと思いついてるんです。彼らを罷免することはできるんですよ。今は裁判官じゃないんだから。だけど、意識はそうです。彼らに対して専門家を集めて検討しろという、必ず東大の民法の先生を集めて検討することになるんです。

それで、民事局の連中も、東大の連中も、この手の話をすると、例えばそれは都市間競争の問題であるとか、民需の掘り起こしの話であるとか、それからその他いわばエコノミクスの観点は一切彼らにはわかりません。わからないんだから、わからないことについては他の人に検討してもらおうというふうになるのが謙虚な人間の在り方ですが、彼らはそうもなりません。

彼らにとっては、民法及び民法附属法典は彼らの私有財産なんです。ですから、他の人間がそれについて発言をすること自体が理解できないんです。中身じゃなくて、どうしておまえたちがそういうことに対して口を出すのかということになる。

そこで何を言いたいかという、彼らを相手にしていると絶対進まないの、何らかの形で彼らをバイパスする方法を考えなければいけない。しかし、バイパスは何の問題もないんです。彼らに決定権があるわけではないんだから、要するに政治の力、あるいは議長が出ていращやる産業競争力会議でもいいんです。つまり、所管府省と交渉するというスキームでやっている限り、これはまず進まない。別のスキームを、というのは最終的には政治的なスキームになると思うんですが、それは是非議長及び議長代理を中心にして御検討いただきたい。

これは、急ぐ話ではありませんから。10月中にやれとか、そういう話じゃなくて、じっくり作戦をつくってやったほうが、小さい果実を取るよりもずっといいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

○岡議長 安念座長から力強い御意見をいただきました。先ほど事務局からも説明ありましたように、このテーマも早いタイミングで本会議で議論することになっております。ま

た長谷川さんの話に戻りますが、場合によっては公開ディスカッションのテーマとしても興味深いテーマなのかなという気もいたします。

○長谷川委員 今の安念委員の御発言は、議事録で公開されたらとてもおもしろい記事になると思います。

○安念委員 でも、同じようなことは何回も言っていますよ。

○大田議長代理 今の安念さんの発言に関連して、フォローアップの際に今の老朽化マンションのように非常にハードコアのものがあつた場合、国家戦略特区との連携というのは十分考えられると思います。

特に老朽化マンションは大都市の問題ですので、事務局も特区の情報をよく集めていただいて連携がとれるようにお願いしたいと思います。

○岡議長 このテーマも最後は政治の決断だと思います。

他いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、時間に少し余裕がありますので、先ほど御一任いただきました農地中間管理機構の意見の最終案につきまして、皆様からいただいた意見をベースに、私と大田さんでこのように変えたいという形にいたしましたので、事務局からその変更点をわかりやすく御説明ください。

○中原参事官 先ほどの資料1の2ページをお開きいただければと思います。

まず2の「(1) 事業目的に資する農地の借受け」の第2パラグラフ、「また、不良農地が滞留し」というところを、「また、利用されない農地が滞留し」というふうに修正しまして、その次に「利用されない農地に国費が」というところがダブりますので、「利用されない農地が滞留し、これに国費が投入されるリスクを」という形に修正してはどうかということでございます。

それから、その次の「また」の同じパラグラフの「機構からの貸付先が未定のまま機構が管理することとなる農地について面積の上限を設ける」とある点につきまして、一つの例示ということで「面積の上限を設けるなどの措置を講じる」という句を挿入してはどうかということでございます。

それから、同じページの2の「(2) 貸主に対する財政的措置の在り方」というところで、「農地は国民の共有財産ともいふべき公共的な性格を有しているとの認識」とありますところが、先ほど議長からもお話がございましたように少しニュアンスが強いということございまして、そここのところを「農地法の規定の趣旨」という形で直す。したがって、「(2) 貸主に対する財政的措置の在り方」のところは、最初からいきますと「農地法の規定の趣旨を踏まえ、真摯に農地の整備に取り組む農業者との間で」という形で3ページにつながっていくということでございます。

それから、3ページの「3. 機構の農地の貸付けについて」の「特に」から始まる2つ目のパラグラフでございますけれども、3行目から4行目のところで「認定農業者、中心経営体等も応募しない限り」というふうに記載されているところを「応募することを通じ

て」というふうにして、その後「新規参入者を含めた他の応募者と同等の立場で貸付けを受けることができることとすべきである」とする。すなわち、「認定農業者、中心経営体等も応募することを通じて新規参入者を含めた他の応募者と同等の立場で貸付けを受けることができることとすべきである」という形で記載を変更してはどうかということでございます。

それから、4ページの「5. 人・農地プランについて」の1つ目の段落の最後のところに、「人・農地プランを法制化することは適当でない」という記載がございますが、その点につきまして「人・農地プランの法制化には慎重であるべきであり、現時点において法制化することは適当でない」という記載とさせていただいてはどうかということでございます。

それから、5ページで最後の7の(3)でございますけれども、「しかし」から始まる段落の2行目、「非効率な補助金交付の結果でもある」というところにつきまして、「非効率な補助金交付も一つの原因である」という記載にしてはどうかということでございます。

以上でございます。

○岡議長 ありがとうございます。委員の皆様の意見を最大限取り入れさせていただき、我々が主張したいことは変えずに、表現をマイルドにしたり、若干変えたりということでございます。これで御了承いただきたいと思いますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

○岡議長 ありがとうございます。

それでは、ただいまのものを最終案として公表させていただきます。

本日の議題はここまでで終了でございますが、8月22日の規制改革会議において決定したとおり、規制改革ホットラインの集中受付を10月に実施いたします。参考資料として実施要項をお配りしておりますので適宜御参照ください。

それからもう一点、国際先端テストについてであります。各ワーキング・グループの検討事項については前回決定したわけでございます。具体的にどのような進め方をしていくかについては、各ワーキング・グループに一任いたしました。今期の大きな方針の一つである「国際先端テストの効率的・効果的な活用」を是非お考えいただきたいと思っております。

各ワーキング・グループの検討項目のうち、どれとどれに先端テストを活用するかは、各ワーキング・グループで決定いただきたいと思っておりますが、どこかのタイミングで、本会議に御報告いただければと考えていますので、よろしく願いいたします。

以上でございますが、事務局から何かございますか。

○柿原参事官 次回の会議につきましては、10月4日を予定しております。詳細につきましては、追って御連絡差し上げたいと思っております。

○岡議長 では、金丸さんどうぞ。

○金丸委員 ちょっと確認をしたいんですけれども、今、農地中間管理機構についての見

解が決まったんですが、先ほど例えば人・農地プランについては現時点では適当ではないみたいな表現があったわけですね。

そういう意味では、今後農業ワーキング・グループでこの中間管理機構も、最後の7章の「今後の課題について」に触れられているとおり、中間管理機構の創設は農業改革の第一歩にすぎないと書いてございますので、これも一つのパーツとしてここに記載された3つ、あるいはワーキング・グループの検討テーマの中でもう一度中間管理機構は引き続き議論の中に入れさせていただいて、また進展とか大きな変化があったら本会議に御報告をするということにして、ちょっと引き継ぎをさせていただければいいなと思いました。

○岡議長 是非そうしてください。多分、農地中間管理機構だけでなく、一般菓のインターネット販売なども、本会議で意見を表明した後はワーキング・グループでフォローしていただく部分があるかと思います。中間管理機構については今、金丸さんからおっしゃられたとおり、今後、必要に応じて、農業ワーキング・グループでフォローアップをお願いしたいと思います。

大臣、どうぞ。

○稲田大臣 いいものにまとめていただいてありがとうございます。今回のこの中間管理機構というのは、農業経営基盤強化促進法の改正ということだと思っんですね。それで、農地保有合理化法人が今までやっていた中の賃借の部分、賃貸借の部分を農地プランにしてと、それで人・農地プランの法制化の問題等も提言していただいたんですけども、何か継ぎはぎ、継ぎはぎで、それと農地合理化法人との関係はどうなるのかとか、法制化しないのはいいんだけども、そうすると今この法律の中にある法定化されている計画との関係はどうなるのかとか、常に継ぎはぎ、継ぎはぎでやってこられているので、私はやはりこの今後の課題の中の農地法そのものが一体どうなのか。農業委員会の在り方とか農協の在り方もそうなんですけれども、農地法自体、これはどうなんでしょうか。今、戦後のそれこそ総理がおっしゃっている戦後レジームの中でできているこの農地法が機能しているんですかという根本的なところを是非検討していただきたいと、期待をいたしております。

○岡議長 ありがとうございます。ご指摘のテーマは大変大きなテーマでございますので、他の分野にも共通しますが、ワーキング・グループの検討項目は「必要に応じて入れ替える」ということになっております。「入れ替え」というのは、やめることもあれば追加することもあるという意味ですので、大臣の御意見も踏まえ、前回決定した農業ワーキング・グループの検討項目プラス農地法そのものを検討いただけるのかどうかを含めて、御検討ください。宜しく願いいたします。

以上で、本日の議事は終了いたしました。

お忙しいところ、ありがとうございました。

これで閉会いたします。